

会 議 録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第2回）
開催日時	平成28年6月27日（月）午前10時00分から正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	<p>（出席委員） 横澤委員、横道委員、河野委員、茶谷委員、海老澤委員、濱野委員、大川委員</p> <p>（説明員） 市民部市民課長、市民税課長、みどり環境部長、ごみ減量推進課長、市民課受付係長、市民課戸籍係主事 （事務局） 総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任、法規文書係主事</p> <p>（欠席） 岡本委員</p>
議題	議題1 電子計算組織の結合による証明書等のコンビニエンスストアでの交付について（諮問） ほか
会議資料	資料2-4 証明書コンビニ交付サービス実施状況 ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
○会 長	<p>それでは、前回に引き続き、議題1 電子計算組織の結合による証明書等のコンビニエンスストアでの交付について審議する。事務局からの説明を求める。</p> <p>【担当課から説明】</p> <p>○会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 コンビニ交付サービスが実現されると大変便利になることは理解できるが、最近、銀行のキャッシュカードで数億円をATMから引き出した事例など日本中が想定していなかったような事件が発生しているところである。資料2で証明書発行サーバと市の基幹システムが接続されているとの説明があったが、どれほどセキュリティ対策を施していたとしても、ハッカー等の特殊な技術を持つ何者かが市が保有する情報資産に不正にアクセスする可能性は十分にあり得ると考える。このようなリスクに関し、市はどのように考えているのか。</p> <p>また、資料2-8のグラフでは、戸籍全部・個人事項証明書取得者のうち約20%がパスポート申請を用途としていることが示されているが、パス</p>

	ポートを発行する際に、マイナンバーカードを用いて戸籍のチェックはされないのか。住基カードはチェックできるとの認識があった。
○説明員	1点目：(資料2-3 再度説明) 2点目については、住基カードを用いることで提出が必要なくなったのは住民票である。パスポート申請に関しては、マイナンバー制度においても、戸籍の証明が現状では必要である。
○委員	市がJ-LISに提供するデータは、リアルタイムのものか。あるいは、一定の期間プールしたデータを提供するのか。
○説明員	原則、リアルタイムのデータを用いている。税証明等の一部のデータに関しては、連携のタイミングに相違があり、前日分を用いている。
○委員	資料2-9多摩地区の他市の実施状況等より、他市は戸籍発行に関してとても慎重な姿勢が見て取れる。戸籍の証明がコンビニで発行できることは大変便利なことだが、セキュリティにおいて、対策が完全になされるということは難しい。毎年、多くの企業等で漏えい事故が発生している中で、コンビニはよりセキュリティが脆弱にも感じられる。戸籍の情報が漏えいするリスクと利便性とのバランスについて、どのように考えているのか。
○説明員	ネットワーク上に出る個人情報、申請いただいた利用者本人の戸籍の情報である。その他の者の情報に関しては、西東京市のサーバにあり、ネットワーク上にはないため、申請者以外の情報が漏えいすることはないと考えている。
○委員	住民票の写しの中に本籍は記載されるのか。
○説明員	本籍の記載の有無については、利用者が選択できる。
○委員	資料2-3 6ページのコンビニシステム構成図について再度説明を求める。
○説明員	(資料2-3 6ページについて再度説明)
○委員	L GWAN公開セグメントの転送サーバには住民票等の情報は入らないということでしょうか。
○説明員	データは証明発行サーバから転送サーバを経由して、L GWANサービス提供設備へ送られる。転送サーバ上に、情報は蓄積されない。
○委員	市側からデータが外へ出るときの情報の経路はどうなるのか。
○説明員	H o s tサーバ(証明発行サーバ)からファイアウォールを経由して、転送サーバに行き、L GWANサービス提供設備へ送られる。
○委員	転送サーバに行く際に、暗号化はされるのか。
○説明員	転送サーバがある公開セグメント上では暗号化されない。
○委員	そのままのデータが出力されるのか。
○説明員	P D Fファイルとして出力される。
○委員	それが漏えいしたらどうなるのか。そのままのデータが見られるということか。
○説明員	そのとおりである。L GWANサービス提供設備以降については、データが暗号化されるが、転送サーバからL GWANサービス提供設備に送られる際は暗号化されていない。
○委員	暗号化及び復号化されるのは、それぞれどの段階からか。暗号化はL GWANサービス提供設備でなされるのか。
○説明員	暗号化はそのとおりである。広域交付サーバで復号化されて、そこで再度暗号化されて、コンビニ本部に送られる。
○委員	コンビニからの発行要求は、暗号化されるのか。

- 説明員 暗号化される。
- 委員 コンビニから市に発行要求が送られてきた後、L GWANサービス提供設備で復号化されると解するが、その後、暗号化されずファイアウォールを通ると理解してよいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 送られてきた発行要求は転送サーバに入ると解するが、ここではどのような機能を有するのか。
- 説明員 転送サーバは発行要求を受付して、証明発行サーバに対して、その申請者が在籍するか、必要な証明書を保持しているかを振り分ける役割がある。
- 委員 6 ページのNTT東日本データセンター内は暗号化されていないということによいか。
- 説明員 そのとおりである。庁内では暗号化されていない。ただし、庁内のサーバ一間のデータのやり取りが暗号化されているかどうかは確認する。
- 委員 NTT東日本データセンター内の基幹系LANセグメントは、暗号化されているのか。
- 説明員 確認する。
- 委員 市の職員がどこのレベルまで暗号化されているのかを理解しておかないと、市民に対して説明できないと思われる。しっかり調べておくほうが良い。
- 委員 基幹系LANセグメントは、NTT東日本データセンターに市がデータを保管しているということによいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 戸籍系LANセグメントは、NTT東日本データセンターに市がデータを保管していないということによいか。戸籍系LANセグメントも基幹系LANセグメント同様に保護されるということによいか。
- 説明員 戸籍系LANセグメントは、NTT東日本データセンターに保管をしておらず、基幹系LANセグメント同様に保護される。
- 委員 戸籍系LANセグメントはどこにあるのか。
- 説明員 田無庁舎内にある。
- 委員 基幹系LANセグメントと異なる置き場所をしているのはどうしてか。
- 説明員 原則として、原本は庁舎内に置くことが義務付けられている。データセンターにおくことは可能だが、継続して庁舎に置いている。
- 委員 コンビニまで繋がるシステムに戸籍系LANセグメントを繋げることは問題ないのか。
- 説明員 外部にある証明発行サーバに接続することは、条件を満たしていれば可能と法務局から認容されている。
- 委員 条件とは、セキュリティが万全であれば良いということか。
- 説明員 サーバの保管場所に入る際のセキュリティがしっかりしているか、サーバを勝手に扱われないように鍵をしているか等の条件を満たしていれば、特に問題ないとされる。
- 委員 市は、条件を満たしているということによいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 確認だが、広域交付サーバにデータが行く際には暗号化されるのか。
- 説明員 通信中は暗号化される。
- 委員 暗号化されたものはコンビニ店舗で復号化されるということによいか。
- 説明員 広域交付サーバで復号化されて、そこで再度暗号化されて、コンビニ本部

- に送られる（資料2-3 7ページ及び9ページについて説明）。
- 委員 9ページの証明書交付センター内（中継暗号化サーバ）の証明書データ不保持とは本当にデータが通るだけか。データは残らないのか。
 - 説明員 データは蓄積しない。
 - 会長 暗号化されて、セキュリティは担保されているということか。セキュリティに対しては研究されて、今の段階では良いのだろうと思われる。他に意見はあるか。
 - 委員 コンビニ端末のハード的な保守やログの問題について確認したい。
 - 説明員 ハードのメンテナンスはコンビニ事業者が行う。マルチコピー機に発行したログは残ると思われるが、発行した証明書の内容は消去される。
 - 委員 マルチコピー機が故障したり、途中で止まったりした場合は、誰の責任でどのように解決するのか。
 - 説明員 紙詰まりに関しては、コンビニ店員が対応する。詰まった紙を取り出して、「無効」の印を押した上で廃棄する。
 - 委員 店員は内容を目にするということか。
 - 説明員 そのとおりである。
 - 会長 コンビニ店員が不正行為を行った場合の責任の所在はどうなるのか。
 - 説明員 J-LIS との契約でコンビニ事業者が責任を負う。
 - 委員 庁舎の証明書発行端末における取り忘れ等にはどのように対処しているのか。
 - 説明員 庁舎の発行端末は、数秒間証明書を取らない状態が続くと、機械の中に戻される仕組みになっている。コンビニのマルチコピー機に関しては、警報音により、取り忘れを防止する仕組みがとられる。
 - 委員 コンビニ事業者に悪意がなければ、漏えいを防止できるということでしょうか。
 - 説明員 コンビニ事業者では就業規則等が定められているので、コンビニ店員の不正行為を防止できると考えている。
 - 会長 それでは、委員のみで審議するので説明員は退席するように。

◆説明員退席

- 委員 システムそのものはよくできていると思うが、市民の立場からすると、懸念事項は情報の漏えいである。漏えいを防ぐためには、通信経路の暗号化が重要である。市の職員が、暗号化がどのレベルで、どのようにされているのかを理解し、市民に説明できるようにした上で、システムを導入すべきである。技術者に任せきりではいけない。
- 委員 コンビニ交付自体の歴史はまだ浅く、本当にセキュリティが万全か懸念している。導入すべきではないとは思わないが、戸籍関係の証明書については導入していない自治体も多いなかで、急いで導入する意味はあるのかと思う。
- 委員 市のセキュリティをきちんと行ってほしい。外へ情報が出る際は暗号化を2回行っており、情報が蓄積されないということで、そこから入られることはまずないと思う。もう一つの問題としては、コンビニで取得する際の取り忘れの問題があるが、利用する人が責任を持って行っていただく必要があると思う。
- 委員 コンビニの従業員が覗きこんだりしないように、指導の徹底を行うほうが

- よい。
- 委員 銀行の暗証番号と同じように、利用する人が自分の情報をきちんと管理することが重要である。
 - 事務局 市民の方へ、新たな仕組みについての説明を丁寧に行ったうえで、利用する場合は自己責任の認識をお持ちいただくよう周知する必要があると思っている。
 - 委員 もう一つ説明に加えていただきたいのが、コンビニで証明書を発行した場合は、申請した市民の情報が出て、他の市民の情報は出ないということ。使用する市民が自己の情報については責任を持って、注意して扱うよう説明してほしい。
 - 委員 コンビニ事業者の従業員に対する教育について、実効性があるかが疑問である。
 - 事務局 資料2-3 8ページにあるように、コンビニ事業者のセキュリティ対策については設けられており、各事業者が一定の対策は行っている。
 - 委員 操作について分からない場合はコンビニ店員に聞くことになるが、コンビニ端末は銀行のATMと同様に、操作は全て自分で行う。銀行ATMと同様に出てきた証明書は店員も見ることができないのが原則であると解している。その仕組みの上で、管理運営について十分教育して、コンビニの協力を得ながら、守秘義務を守ってほしい。
 - 委員 資料2-3から、平成22年からコンビニ交付が開始され、現在全国5万店のコンビニ交付が行われていることが分かる。現在まで様々なトラブルの情報が蓄積されてきていると思うが、その情報を活かして、トラブルが起きないように努力をしていただきたい。
 - 委員 総務省がこの事業を推奨していることは確かである。様々な問題をクリアしながら、市がコンビニ交付事業の選択を行ったことは理解している。
 - 会長 それでは、本諮問については、市民に分かりやすく、しっかりとした説明ができるように職員が理解を深めることを附帯意見として承認するということでよろしいか。
 - 委員 コンビニ交付できる証明書の範囲については異論があり、全員一致ではないことも答申書に記載していただきたい。
 - 会長 了解した。それでは、本諮問については、職員のコンビニ交付サービスに係るシステム構成の理解の向上を図ることを附帯意見として、電子計算組織の結合による証明書等のコンビニエンスストアでの交付を認めるという結論でよろしいか。ただし、コンビニ交付できる証明書の範囲については異論があり、全員一致ではないことも申し添える。
 - 委員 異議なし
 - 会長 それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
 - 各委員 異議なし。
 - 会長 次に議題2 ごみ収集車等へのドライブレコーダーの設置について、事務局の説明を求める。

【担当課から説明】

- 会長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。

- 委員 市はごみ収集に関して民間に委託していると解しているが、その収集車のことか。
- 説明員 ドライブレコーダーを設置するのは、市直営の収集車のみである。
- 委員 ごみ収集車は、全体で何台あるのか。
- 説明員 29台である。このうち、特に走行距離が長い15台を設置の対象としている。
- 委員 ごみ収集車はどこに保管されているのか。
- 説明員 エコプラザの駐車場に保管されている。
- 委員 ドライブレコーダーの設置をすることとした理由は何か。交通事故やトラブルが発生した際の原因を明らかにすることを目的としているのか。
- 説明員 目的は3点あり、1点目がトラブルが発生した際に、映像データを用いて原因を明らかにするため、2点目が運転者の安全運転の意識向上、3点目が安全運転研修の教材として活用するためである。
- 委員 他の自治体が保有する車両にもドライブレコーダーは設置されているのか。
- 説明員 直営のごみ収集車を所有している市は14市あり、このうちドライブレコーダーを導入している市は、八王子市、三鷹市及び国分寺市の3市である。当市ではかねてから、接触事故等が発生しており、事故が発生した際に記録が残っていれば、それを検証することができ、さらに、今後、交通事故が発生しないように研修等にも活用できると考えた。
- 委員 ドライブレコーダーの1台あたりの価格はどの程度か。
- 説明員 14,000円程度である。
- 委員 ドライブレコーダーは、車両に固定できるのか。それとも任意に動かすことができるのか。運転手が任意に動かした場合、指導するのか。また、カメラはどの程度の範囲を撮影するのか。
- 説明員 両面テープで固定する。カメラの垂直角は80度撮ることができるが、通常の2階部分は写りにくいと考え。角度の微調整を行う最初の段階で、指導を行う。
- 委員 運転手は、映像データを見ないという理解でよいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 映像データは、毎日確認するのか。
- 説明員 毎日、映像データを確認することは想定していない。交通事故等が発生した際に映像データを確認する。
- 委員 価格が安価だが、全ての収集車に搭載しないのか。
- 説明員 予算上の理由もあり、効果が有ると認められれば、適宜検討していきたい。
- 委員 資料3-1 映像データの保存期間について、4時間以上1週間以内としている根拠は何か。
- 説明員 常時走行しているとはいえ、長い距離を走らない収集車もある。それらは1週間あたり最低4時間走行することから、4時間以上1週間以内を保存期間と見込んでいる。
- 委員 映像データは、すぐに消去せずに概ね1週間は保存していなければ、万が一事故が発生した際に活用できないため、すぐに消去せず一定の期間は保存しておくことが望ましい。
- 委員 犯罪捜査等を目的とした照会を受けた場合は、保存期間を超えて保存するとあるが、いつまで保存するのか。
- 説明員 貸出年限を明確にする等、今後、詳細を検討したい。
- 委員 市では警察から情報提供の照会を受けた場合はどのような手続を経ている

のか。

- 説明員 刑事事件訴訟法に基づく照会を受け、照会元に事件性をできるだけ明確にしていた上で、各担当課長で決定を行い、各種関係データ・書類を提供している。
- 委員 弁護士法に基づく照会にはどのように対応するのか。
- 説明員 内容を吟味した上で、事案に応じて、なるべく回答するようにしている。
- 委員 SDカードの管理方法について、業務終了後は、ドライブレコーダー本体からSDカードを抜き取り執務室で保管するのか。また、SDカードの情報を外部提供する際には、求められた部分以外をマスキングし、提供するのか。
- 説明員 SDカードは、ドライブレコーダー内部に挿入したままにする予定である。また、映像データを外部提供する際に、求められた部分以外をマスキングすることは想定していない。
- 委員 SDカードの管理のあり方について、もう一度説明をお願いしたい。
- 説明員 車両の施錠及び駐車場3箇所の施錠により、盗難等を防止する。
- 委員 SDカードは情報資源であるため、情報資源台帳で適切に管理するべきである。
- 説明員 西東京市記録媒体に関する取扱いを定める基準を遵守して適切に管理していく。
- 委員 ごみ収集車について、どのようなトラブル・苦情があるのか。
- 説明員 市に苦情は寄せられていないが、委託業者については運転が荒い等の苦情が寄せられている。
- 委員 導入するにあたり、委託業者への配慮はどう考えているのか。
- 説明員 委託業者は、全体の85%がドライブレコーダーを搭載済みである。指導・啓発等は行っていきたい。
- 委員 導入予定の市は何市あるのか。
- 説明員 府中市、調布市、町田市、清瀬市及び多摩市の5市である。
- 委員 警察等から要望があり、情報提供の一環で導入を決定したわけではなく、安全運転の啓発が当初の目的か。
- 説明員 警察等から要望はない。あくまでも安全運転の啓発が目的である。
- 会長 それでは、委員のみで審議するので説明員は退席するように。

◆説明員退席

- 委員 警察や弁護士会等へ外部提供する際の経緯を明らかにすることが重要である。また、SDカードは、記録媒体管理台帳により、いつ、誰が、どのように使用し、どこに所在しているか等を管理されるべきである。SDカードのような小型の情報資産は、管理が漏れる可能性があるので留意されたい。
- 会長 映像データの外部提供を行う場合の事務処理を明確に定めること及び西東京市記録媒体に関する取扱いを定める基準に定める記録媒体管理台帳によりSDカードの管理の徹底することを附帯意見として、ドライブレコーダーの設置を認めるという結論でよろしいか。
- 委員 異議なし
- 会長 それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。

○各委員 異議なし。

○会 長 以上で本日の審議会は、閉会とする。